

＜特集＞コロナ危機によせて

監査報告書に見られる 新型コロナウイルス感染症の影響

高田京子

はじめに

2018年の監査基準改訂により、監査報告書において「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matter＝KAM）が記載されることとなった。従来の標準化された監査報告書は、どの企業の監査報告書においてもほぼ同一の文言が記され、監査報告書から得られる情報はごく限定的なものであった。KAMの導入は、情報としての監査報告書の機能を充実させるものである。

しかし、監査報告書において新たな項目を記載することにより、監査の本来的な機能が損なわれ、財務諸表そのものに何か問題があるかのような誤解を生みかねないという懸念もある。新型コロナウイルス感染症の影響によって経済全体が混乱し、多くの企業が不確実性に晒される中でのKAMの導入は、監査報告書の役割をどのように変化させるだろうか。本稿は、監査および監査報告書の機能を確認した上で、KAM導入前後における監査報告書の要素を考察する。さらに、2020年3月期からKAMを導入した企業の監査報告書から、新型コロナウイルス感染症が企業と監査に及ぼした影響を読み取る。

1. 監査の機能

財務諸表に対する監査は、財務諸表を作成者とは別の立場から検証することによって信頼性を確保する手続である。企業の経営者は、自らの行為の言明として財務諸表を作成するが、自己表明では信頼性を確保することができない。そのため、作成者とは異なる立場の者による監査が必要になる。監査を担う者は、作成者すなわち経営者から独立しているだけでなく、株主や債権者、投資者といった全ての利害関係者からも独立している必要がある。財務諸表の利用者は特定の立場に限定されないからである。

財務諸表に表示される情報は、絶対的な真実ではなく、その作成段階において経営者の判断を多分に含んだ数値である。複数の会計処理方法が認められ、取引の認識や測定について多くの判断が求められる状況においては、財務諸表そのものが絶対的に真実であるか否かを断言することができない。「自らの意見や判断に照らして、財務諸表作成過程における経営者の意見や判断を検証し、財務諸表利用者を惑わすような経営者の背信的意図からの重要な虚偽の表示はない、という意見を表明する¹⁾」のみである。すなわち、財務諸表の適正性の判断は、財務諸表そのものではなく、作成過程における経営者の判断の検証という間接的な手段によって得られ、監査の結果の表明は、監査人の「意見」として示される相対的なものである。

2. 監査報告書の機能

KAM導入前の監査報告書においては、様式が標準化され、適正意見となる場合はほぼ同一の表現であった。様式の標準化は、誤解の余地がなく、必要な情報を省略することなく記載でき、財務諸表の適正性に関する情報を簡潔に示すものと評価されてきた。

監査報告書は、監査人が監査意見を表明する手段である。財務諸表は、作成過程において経営者による多くの判断を経たものであり、絶対的な正しさ

を追求することができない。このような財務諸表に内在する性質により、監査は財務諸表そのものの絶対的な正しさを判断できず、財務諸表作成段階における経営者の判断によって間接的な検証を行うことになる。その結果として導き出された結論を、職業的専門家である監査人の主観的な「意見」として表明する。このように、監査報告書は、監査人の意見表明という機能を持つ²⁾。

監査報告書は、監査人の責任を認定する手段でもある。監査人は、監査報告書において職業的専門家としての意見を表明することによって新たに責任を負うことになるが、その対象は自らの行為である。したがって、監査人は、監査「意見」に至るまでの過程を監査報告書に記載し表明することによって、自らが負うべき責任を明確にする。

監査人が「意見」を監査報告書に記載することにより、「監査手続を経た財務諸表」は信頼性の高いものになる。財務諸表の利用者は「監査手続を経た財務諸表」に対する信頼を前提として行動するが、その行動の結果が本意であったからといって、全てを監査人の責任とすることはできない。企業活動自体に問題があり、かつ、その状況を財務諸表から読み取ることができるのであれば、責任は財務諸表を適切に理解しなかった利用者にある。

これに対して、企業活動に問題があるにもかかわらず、その状況が財務諸表に反映されていない場合は、財務諸表を作成する経営者が責任を負う。監査人は、誤った財務諸表に対して経営者と同等の責任を負うのではなく、誤った監査意見を表明したという自らの行為に対して責任を負う。財務諸表の作成責任を経営者が負い、財務諸表に対する監査責任を監査人が負う、という二重責任の原則である。監査責任は、監査意見に至るまでの過程についての説明と、監査意見の表明を監査報告書において行うことによって果たされるものであり、監査手続などの行為そのものによって果たされるものではない。

3. 監査報告書の要素

前節で述べたとおり、監査報告書は監査意見の表明に加え、監査人の責任を認定する役割を果たす。監査基準はこれまでも数回変更され、監査報告書の様式も変化しているが、監査人が財務諸表の適正性に対して監査意見を表明するという点は変わっていない。これまでの主な変更点は、リスクアプローチの導入、不正リスク対応基準、継続企業の前提の取扱いなどであり、監査人の責任の範囲を示しつつ、財務諸表及び監査報告書の利用者に対する情報を拡充する形で進められてきた³⁾。

KAM導入前の監査報告書⁴⁾において示される内容は下記の8つの要素であり、その表現は簡潔かつ明瞭であった。

- ① 監査の法的根拠
- ② 監査対象
- ③ 経営者の責任
- ④ 監査人の責任
- ⑤ 適正な財務諸表の定義
- ⑥ 適切な監査の定義
- ⑦ 監査意見
- ⑧ 監査人の独立性

上記の要素のうち最初に示されるのは①監査の法的根拠であり、次いで②監査対象を示すことにより、監査意見の及ぶ範囲が明示される。③経営者の責任と④監査人の責任では、経営者と監査人のそれぞれが負う責任の範囲の明示であり、二重責任の原則の確認である。監査人は、監査手続および監査意見に対して責任を負う。⑤適正な財務諸表の定義と⑥適切な監査の定義は、財務諸表の「適正性」の定義と監査の適切さの判断基準を示す。これらが監査意見を述べるための前提であり、⑦で監査意見を述べ、最後に⑧監査人の独立性が示される。

これらのうち②は、監査対象となる企業と財務諸表の種類、会計期間を明

監査報告書に見られる新型コロナウイルス感染症の影響

示することにより、監査人が責任を負う対象となる財務諸表の範囲を明確にする。ただし会計年度が異なっても、偶発事象や後発事象などによって対象年度の財務諸表に重要な影響が及ぶ場合や、過年度からの会計方針の変更などがある場合には、経営者はこれを対象年度の財務諸表や注記において適切に開示しなければならない。また、監査人は、経営者による開示を検証するだけでなく、開示内容が財務諸表の利用者の理解において重要であると判断する場合には、監査報告書において追記情報として記載し、強調する。さらに、経営者が開示していない事項についても、財務諸表の利用者の理解に関連すると監査人が判断すれば、追記情報として記載する。

経営者が開示した事項を強調するだけでなく、未開示の事項についても監査人が監査報告書において記載しようという構造は、財務諸表の利用者にとっては利便性が高まるが、情報の作成者とは別の第三者が検証するという監査の本来的な役割を損ないかねない。したがって、追記情報の記載は監査意見およびその根拠とは区別して表示されるが、監査人が自ら記載するという行為により、監査報告書の利用者（財務諸表の利用者でもある）に対して、本来の監査責任とは異なる新たな責任を負うことになるだろう。

③と④は、監査の本質ともいえる二重責任の原則の再確認であるが、これに加え、企業活動に関わる内部統制についても責任の所在を明らかにする。内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあり、監査人は、監査手続の過程において内部統制を利用するのみである。

⑤は、財務諸表の適正性を判断する基準と根拠である。判断や選択の余地は大きいものの、財務諸表は、経営者や監査人による独自の判断によって作成されるのではない。会計基準に準拠して作成されることをもって適正とする。経営者が行った具体的な選択や判断を詳述するのではなく、会計基準への準拠という簡潔明瞭な基準を示すことにより、財務諸表の適正性を判断する監査人の責任の範囲が明確になる。

⑥は、監査計画の策定から実施、監査証拠の入手、監査意見の表明にいたる一連の監査手続が適切であると判断するための基準であり、根拠である。

監査人は、内部統制の検討やリスク評価に基づき、監査基準に準拠して監査手続を行う。KAM導入前の監査報告書においては、具体的な監査手続の内容を詳述するのではなく、監査基準への準拠という簡潔明瞭な基準を示すことによって監査人の責任の範囲を明確にしていた。KAMの導入により、監査報告書において監査手続に関する詳細な記述が求められることとなったが、KAMとして記述される内容が定型化していくのであれば有効性が失われるのではないだろうか。

このように、KAM導入前の監査報告書においては、適正意見となる場合は上記のような画一的・標準的な監査報告書であった。財務諸表が適正であることは明確であったが、その他に示される情報は少なく、どちらかといえば監査人の責任の範囲を明確に示し、かつ限定する役割を果たすものであったといえるだろう。財務諸表の適正性以上の情報を監査報告書から読み取れるのは、前述の追記情報が記載される場合と、適正意見以外の監査意見が表明される場合である。

監査を実施する手続において何らかの問題があり、財務諸表に対する判断が十分に行われなかった場合には、監査意見の種類は、意見不表明または限定付適正意見（制限事項除外）となる。この場合には、監査人は監査報告書において監査手続上の問題点を示し、その部分については適正意見の対象から外し除外事項とする。この記載は、監査人が行った監査手続に関する説明であり、監査人が自らの責任において表明すべき監査本来の役割に基づく記載である。

監査の実施については問題がないものの、監査対象である財務諸表の記載に問題がある場合は、監査人は不適正意見または限定付適正意見（不適正事項）を表明する。財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人が問題があると判断した事項があったとしても、修正を強制することはできない。そのため、監査人は監査報告書において適正意見の対象から不適正な部分を除外するか、または、適正でない旨を表示する。すなわち、自らが責任を負う監査の対象から問題がある部分または財務諸表全体を外すとともに、経営者と

監査人との見解の相違部分と、財務諸表に及ぼす影響について、監査人の責任において監査報告書に明示する。これらの追加的な情報は全て、監査人が行った監査手続の一環として記載される。

監査報告書は財務諸表の付録ではなく、監査人が、財務諸表の適正性に関する意見を表明するとともに、自らの責任の範囲を認定するものであることは先に述べたとおりである。経営者が記載していない事項の追記情報の記載は、財務諸表の利用者に対する利便性を考慮した情報の拡充であり、監査人に新たな責任を負わせるものである。これに対して、適正意見以外の監査報告書における記載や、KAM導入による監査上の検討事項についての記載は、経営者が作成した財務諸表を第三者が検証するという監査本来の役割を外れるものではなく、監査人の行動に関する説明の拡充である。

4. 監査報告書におけるKAMの記載

2018年に改訂された監査基準に基づく監査報告書は、監査上の主要な検討事項（KAM）の記載を求めている。前節で述べたように、改訂前の監査報告書においては、監査の過程や監査人の判断などについては記載されず、監査基準への準拠という簡潔明瞭な根拠によって監査業務を適切に行った旨を示していた。しかし、リーマンショックを契機に監査報告書の情報量の少なさが指摘され、監査の過程と内容を監査人が積極的に開示することを求めている。

改訂基準後の監査報告書においては、前節で示した8つの要素に加え、KAMの内容とその決定理由、および、監査上の対応について表示することが求められるようになった。また、経営者の責任として、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行うことが示される。さらに、これまで言及されてこなかった監査役および監査役会の責任について、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する責任があることを明記する。これらの記載は、二重責任の原則を改めて強調するだけでなく、経

営者の業務に対する監査役等の役割を明示することで、監査人に対する過度な期待を避け、責任の範囲を明確に限定するものである⁵⁾。

KAMの対象として想定されたのは、以下の3つである。

① 重要な虚偽表示のリスクがより高い領域／特別な検討を必要とするリスクが識別された領域

② 財務諸表上の領域に関連する重要な監査上の判断のうち、重要な経営者の判断をともなうもの（不確実性が高いと識別された会計上の見積もりを含む）

③ 当期において発生した重要な事象ないし取引に関する監査への影響⁶⁾
経営者の判断の余地が大きい財務諸表において、経営者の意図にかかわらず、虚偽表示のリスクや不確実性の高さ、影響の大きさから、監査人が監査手続において重点的に検討すべき事象である。とくに不確実性が高く将来の予想が困難な状況においては、監査人は、財務諸表を作成する経営者の判断についてより注意深く検証し、不確実性をふまえた評価を行わなければならない。従来の監査報告書において、基準へ準拠という形で簡潔明瞭に記載されていた事項を、監査人が重要と判断した項目として記載すること、さらに、その対応を詳述することで、監査人の本来的な役割を損なうことなく監査報告書の機能を高めることができるだろう。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、多くの企業が決算を行う2020年3月期の財務諸表にも大きな影響を及ぼした。人々の移動や企業活動が制限される中で、資産の評価や資金繰り、企業の存続までが不確実性を増し、財務諸表の作成における経営者の判断はより困難なものとなった。また、監査手続においても、監査証拠の入手など多くの困難が生じる中で2020年度3月期の監査が進められた。

金融庁は、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所な

監査報告書に見られる新型コロナウイルス感染症の影響

どによる連絡協議会を設置し、有価証券報告書の提出期限を9月末まで延長した⁷⁾。

企業会計基準委員会は、「新型コロナウイルス感染症への対応（会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方）」を議事概要として4月10日に公表、5月11日に追補した。新型コロナウイルス感染症の広がり型や収束時期等の予測が困難な中、会計上の見積りを行う上では、「一定の仮定を置き最善の見積もりを行う必要がある」としている。ただし、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できない場合には、「どのような仮定をおいて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する」とし、重要性がある場合は注記における追加情報としての開示を求めている⁸⁾。このように、不確実な状況の中で会計上の判断を伴う財務諸表を作成する場合は、その前提もあわせて開示し、財務諸表利用者の判断材料を提供することとした。

日本公認会計士協会は、3月18日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その1）」を公表し、以後も複数回にわたり公表している。（その1）では、監査手続きに係る留意事項を示した上で、代替的な監査手続も実施できない場合には「監査意見に与える影響を評価しなければいけない」としている。また、新型コロナウイルス感染症に起因する影響について、どの事業年度の会計処理に反映するかを検討し、翌事業年度に会計処理を行う場合については後発事象に関わる注記事項として取り扱うか否かを検討する。

「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）」は、有価証券報告書提出の延期を受け、「財務諸表の利用者等の意思決定に資するという公共の利益を勘案して、各監査人は監査意見の形成局面において職業的専門家としての慎重な判断が求められることに留意しなければならない」とし、入手した監査証拠の範囲では意見の表明ができないとの判断を下すことについて慎重にならねばならないとしている。また、経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する責

任があることを確認した上で、新型コロナウイルス感染症の影響の見積もりについては次のように示す。監査人は、経営者においた一定の過程が「明らかに不合理である場合」に該当しないことを検討し、「企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼす情報及びプラスの影響を及ぼす情報の双方を含む入手可能な偏りのない情報を総合的に評価して、悲観的でもなく、楽観的でもない仮定に基づく企業固有の事情を反映した説明可能な仮定になっていることを検討した上で、会計上の見積りが実施されているかを検討することに留意する必要がある」としている。

5月8日に公表された「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その5）」は、監査範囲の制約によって除外事項付意見を表明する場合に留意すべき、除外事項の重要性と広範性に関する留意点が示される。また、除外事項付き意見を表明する場合には、経営者及び監査役だけでなく、利害関係者に対して説明責任を果たすよう、分かりやすく具体的な記載を要請している。

KAMの本格的導入に先立ち、2020年3月期の多くの企業においてKAMが監査報告書に記載された。「のれん」の評価、固定資産の減損、引当金の設定、繰延税金資産の評価など、将来にかかわる見積りが資産の評価に大きく影響を与える項目がKAMとして記載され、その選定理由と監査上の対応が示されている。導入前後の新型コロナウイルス感染症拡大により、監査手続においても制約を受ける中で作成・公表された監査報告書においては、KAMとして記載される項目はそれほど多様ではなく、むしろ、企業が直面している不確実性に関する記載が目立つ。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、収束の見通しが立たない中で、観光業や外食産業、アパレル産業などさまざまな業界が経営上の困難に直面している。必需ではない商品やサービスに対する需要が減少するだけでなく、原料の入手困難や人員確保の困難などによる製造停止、取引相手の倒産などが起こり、これまで企業活動を支えてきた前提が崩れ、将来において想定していた収益や利益の見積りがより困難になった。このような状況で作成された

監査報告書に見られる新型コロナウイルス感染症の影響

監査報告書から、新型コロナウイルス感染症の影響を読み取ることができる。

AOKIホールディングスは、「連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等」として13項目を列挙した上で、その中から「新型コロナウイルス感染症拡大による影響」「ファッション事業における減損会計の適用」「エンターテインメント事業における減損会計の適用」の3項目をKAMとして選定した。監査法人は、監査計画及び監査手続の見直しを行い、会計上の見積りの妥当性や追加情報及び重要な後発事象の開示について慎重な検討を実施したことなどを公表している。

ENEOSホールディングスの監査報告書は「石油・天然ガス開発セグメントにおける減損損失」と「繰延税金資産の評価」をKAMとして記載した。新生銀行の監査報告書では、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価」と「利息返還損失引当金の評価」「プロジェクトファイナンスに係る貸倒引当金の評価」がKAMとして選定された。その他の企業においても将来の見積りが大きく影響する項目がKAMとして記載されるものが多く、監査人が新型コロナウイルス感染症の影響を慎重に検討したことが伺える。

おわりに

財務諸表利用者の利便性に対応するための監査報告書の拡充は、監査の本来的な役割を損ないかねないものであるが、監査手続の過程を明示するというKAMの導入は、監査人の役割を損なうものではなく、監査人自らの行動に関する詳細な記述によって責任を明示するものである。

2020年3月期においてKAMを取り入れた監査報告書からは、新型コロナウイルス感染症の影響のもと、監査人が監査手続上の制約に対応しながらも財務諸表への影響を検討し、監査手続を行った様子が伺えるが、企業が直面している不確実性に関する記載が目立ち、KAMの検討事項としてはそれほ

ど多様ではなかった。

なお、2020年3月決算の後に開示された監査報告書及び四半期レビュー報告書においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に言及したものも多く見られる。

決算日より後に生じた後発事象として、店舗の営業停止や生産設備の稼働停止による売上高の減少、借入れの決議、固定資産や株式の譲渡・売却などを強調事項として記載したものもある⁹⁾。これらの記載は、決算日より後ではあるが実際に生じた事象を述べたものであり、経営者が開示した内容を監査人が改めて強調する形をとっている。

また、財務諸表の作成において判断の余地が大きく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受ける項目として、引当金の設定額や減損損失などに言及したものもある¹⁰⁾。これらの会計処理においては新型コロナウイルスの収束時期の見積が不可欠であるが、監査報告書や四半期レビュー報告書においては、見積もられた収束時期が事業年度内であるか否か、また、その時期を具体的に示すか否かにかかわらず、「監査意見（または監査人の結論）に影響を及ぼすものではない」ことが明記される。具体的な収束時期の見積は、経営者が行った判断の前提であり根拠であるが、不確実性が大きい。監査人はこの見積を検討した上で監査意見または結論を述べるのであるが、KAMと同様に、監査の結果ではなく判断の過程を記載し、財務諸表利用者自身に判断材料を提供することで、収束時期の見積という不確実性そのものを排除することなく信頼性を高められるのではないだろうか。

1) 脇田良一「監査報告書の変遷から繙くKAMの意義」『企業会計』第70巻、p.20-p.21、中央経済社、2018年

2) 伊豫田隆俊、松本祥尚、林隆敏『ベーシック監査論（八訂版）』p.263、同文館出版、2020年

監査報告書に見られる新型コロナウイルス感染症の影響

- 3) 日本公認会計士協会「改訂監査基準の概要—監査上の主要な検討事項（KAM）の導入—」2018年
<https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-1-20181025-1808-v2.pdf>
- 4) 監査・保証実務委員会実務指針第85号「『監査報告書の文例』の改正について」2016年
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-8-85-2b-20160226.pdf
- 5) 伊豫田他、前掲書、p.275
- 6) 伊豫田他、同上、p.274
- 7) 金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」2020年
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>
- 8) 企業会計基準委員会「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」2020年
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200409_429g_02.pdf
企業会計基準委員会「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）」2020年
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200511_432g_02.pdf
- 9) 大豊工業株式会社 第114期連結財務諸表（2019年4月1日～2020年3月31日、売上減少）、シチズン時計株式会社 第136期第1四半期連結財務諸表（2020年4月～6月30日、借入の記載）、三菱倉庫株式会社 第218期第1四半期連結財務諸表（2020年4月1日～6月30日、固定資産の譲渡）など
- 10) 株式会社さいか屋 第89期第1四半期、第2四半期連結財務諸表（2020年3月1日～5月31日、2020年6月1日～8月31日、減損損失）、株式会社三菱UFJ銀行 第15期連結財務諸表（2019年4月1日～2020年3月31日、貸倒引当金の算定）など